

## ローン電子契約サービス 利用規約

(2024年12月23日制定)

株式会社もみじ銀行

ローン電子契約サービス利用規約（以下、「本規約」といいます）は、株式会社もみじ銀行（以下、「当行」といいます）が提供するローン電子契約サービス（以下、「本サービス」といいます）をお客さまが利用する際のお客さまと当行との間の利用に関する事項を定めたものです。本サービスは、当行が本サービスの利用を認めたお客さま（以下、「契約者」といいます）が、インターネットおよび当行所定の方法により、本サービスにかかるシステムを介して、当行所定のローン契約およびその他のローン契約に必要な契約（以下、総称して「ローン契約等」といいます）の契約署名（以下、「契約署名」といいます）を行うことができるサービスです。

### 第1条 本サービスの内容

本サービスは、契約の締結に関する業務の電子化を目的とした立会人型電子契約サービスであり、契約者が当行とローン契約等の締結を行う際は、DocuSign, Inc.（以下、「DocuSign社」といいます）が提供するサービス「DocuSign eSignature」（以下、「DocuSignサービス」といいます）を利用します。

### 第2条 本サービスの利用時の登録情報等

- (1) 契約者が本規約および関連諸規定（以下、これらを総称して「本規約等」といいます）の内容を承諾のうえ当行所定の手続きを行い、当行が承諾したときに本サービスの利用契約が成立するものとします。契約者は、常に最新の本規約等の定めを遵守のうえ本サービスを利用するものとします。
- (2) 契約者は、契約者が事前に行うローン借入申込により当行へ提供する①契約者の氏名、②契約署名に利用する契約者の電子メールアドレス（以下、「契約用メールアドレス」といいます）、③当行から検証コードを通知する契約者の電話番号（以下、「契約用電話番号」といいます）、④その他当行所定の登録事項が、契約者が本サービスを利用するために登録、利用されることに同意します。
- (3) 当行は、契約用メールアドレスへ、本サービスを利用するための URL（以下、「契約用 URL」といいます）を送信します。契約者は、契約用 URL にアクセスし、本サービスにかかるシステム上で契約内容を確認し承諾のうえ、当行行員立会いのもとで確認の操作を行います。
- (4) 当行は、契約者が本サービスにかかるシステムを利用する都度、異なる検証コード（以下、「検証コード」といいます）を契約用電話番号あてに通知し、契約者は、当行行員立会いのもとで本サービスにかかるシステム上で検証コードを入力します。
- (5) 当行は、前項に基づき当行が通知した検証コードと契約者が入力した検証コードが一致したことをもって、契約者本人が本サービスにかかるシステムを利用していることを確

認めます。

- (6) 前各項に定める当行および契約者による確認等がすべて行われたとき、契約署名が完了するものとします。
- (7) 契約者は、契約署名が完了した契約書を当行が契約者に対して利用を認める顧客ポータル上で確認することができます。

### 第3条 本サービスの利用環境

- (1) 契約者は、契約用メールアドレスが利用可能な当行所定の環境を備えた契約者の端末（以下「契約用端末」という）および契約用電話番号を利用する契約者の電話機・携帯端末（スマートフォンやタブレット端末等）（以下、「契約用通信機器」という）を用いて、または当行所定の方法を用いて、本サービスを利用するものとします。
- (2) ただし、契約者が使用する契約用端末、契約用通信機器およびソフトウェア等によっては、本サービスを利用することができない場合があります。契約者は、本サービスに適用する契約用端末、契約用通信機器およびソフトウェア等を自己の責任において準備・管理等を行うとともに、付帯する一切の費用を負担するものとし、当行はこれらについて、一切の責任を負いません。
- (3) 契約者は、本サービスにかかるシステムの臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。
- (4) 契約者は、本サービスを日本国内においてのみ利用するものとします。

### 第4条 契約用メールアドレス、契約用端末、契約用通信機器等の管理

- (1) 契約者は、契約用メールアドレス、検証コード、契約用 URL、契約用端末、契約用通信機器、その他の当行所定の方法に従い本サービスの利用に用いるものを契約者以外の者が使用することがないように厳重に管理し、また、紛失・盗難に遭わないよう厳重に管理するものとします。
- (2) 当行は、契約用メールアドレス、検証コード、契約用 URL、契約用端末、契約用通信機器、その他の当行所定の方法に従い本サービスの利用に用いるものの不正または不適切な使用の恐れがあると当行が認める場合、契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用を停止することがあります。契約者は、停止した本サービスの利用を再開するときは当行所定の手続をとるものとします。
- (3) 契約者は、契約用メールアドレス、検証コード、契約用 URL、契約用端末、契約用通信機器、その他の当行所定の方法に従い本サービスの利用に用いるものの不正または不適切な使用が発生した可能性がある場合、これらの紛失、盗難に遭った場合には、すみやかに当行所定の手続により当行に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

#### 第5条 本人の意思による手続

- (1) 契約用メールアドレス、検証コード、契約用 URL、契約用端末、契約用通信機器、その他の当行所定の方法に従い本サービスの利用に用いるものが用いられ、本サービスの契約署名が完了した場合には、契約者の意思によるものとみなします。
- (2) 契約者は、本サービスを本規約等に従い利用するものとし、これに違反したことにより当行に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第6条 電子契約の手続

- (1) 契約者が本サービスを利用して契約署名をする契約の内容については、原則として当行が契約者と事前に協議した内容に従うものとします。
- (2) ローン契約等は、契約署名の後、契約者への資金交付手続等、契約に必要な事務処理を当行が実行した時点で成立するものとします。
- (3) 本サービスを利用して成立したローン契約等の内容について疑義が生じた場合には、本サービスの利用により施された電磁的記録の記録内容を正しいものとみなします。
- (4) 本サービスを利用して成立したローン契約等に、訂正、取下げ、取消などが発生した場合、契約者は当行所定の手続に従うものとします。

#### 第7条 セキュリティー対策

契約者は、契約用端末へのセキュリティーソフトの導入等のセキュリティー対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用するものとします。

#### 第8条 禁止事項

- (1) 契約者は、本サービスの利用にあたり、本規約等を遵守する他、次の行為を行わないものとします。また、契約者は、契約者以外の者に次の行為をさせないものとします。
  - ①本サービスを利用する際、虚偽の内容を送信・登録する行為
  - ②本サービスより入手した情報を転用または改ざんする行為
  - ③有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書込む行為
  - ④他のお客さまのパスワード等を不正に使用する行為
  - ⑤本サービスに関する当行またはその権利者の知的財産権を侵害し、または侵害する恐れのある行為
  - ⑥当行、他のお客さま、または第三者を誹謗中傷したり名誉を傷つける行為
  - ⑦当行、他のお客さま、または第三者の財産・プライバシーを侵害し、または侵害する恐れのある行為
  - ⑧当行、他のお客さま、または第三者に不利益または損害を与える行為、または不利益を与える可能性のある行為
  - ⑨本サービスの運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
  - ⑩法令または公序良俗に違反する行為

①その他、当行が不適切と判断する行為

- (2) 前項各号に該当する行為または契約者の責めに帰すべき事由により、当行に直接的または間接的に損害を与えた場合には、契約者は当行が被った損害を賠償する責任を負うものとします。また、契約者がかかる行為または事由により、第三者に直接的または間接的に損害を与え、または第三者との間に紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、当行は関与いたしません。
- (3) 当行は、契約者が本条第1項の定め違反した場合、契約者への通知など何らの手続を要することなく、本サービスの全部または一部の利用を制限し、または利用停止することができるものとします。

## 第9条 免責事項

- (1) 本サービスを利用したこと、または次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能・取扱の遅延等により生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- ①天災もしくは人災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由があるとき
  - ②通信機械およびコンピュータ等に障害が生じたとき
  - ③電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネット等に障害が生じたときの不通もしくは混雑、通信経路における取引情報の漏洩、通信業者のシステム障害等が生じたとき
  - ④技術上もしくは運用上緊急に本サービスに関するシステムを停止する必要があると当行が判断した場合
  - ⑤その他、当行の責めに帰すべからざる事由
- (2) 当行が、検証コード等の一致を確認し取扱いをした場合は、検証コード等につき不正使用・盗用および通信電文改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- (3) 契約者が提出した申込書等に使用された印影を当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面または印影につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
- (4) 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含みます）、当行は契約者の承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
- (5) 本サービスを利用したことによる損害は当行に重大な過失がある場合を除き契約者が一切の責任を負うものとします。なお、当行に重大な過失がある場合の損害賠償責任は、契約者に通常生じる直接の損害に限るものとします（ただし、個人事業者以外の

個人を除きます)。

- (6) 契約者による Docusign サービスの利用に関して契約者と Docusign 社との間で生じたトラブルについては、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

#### 第 10 条 届出事項の変更等

- (1) 契約者は、届出事項を変更する場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は直ちに当行所定の方法により取引店あてに届け出るものとします。
- (2) 契約者は、契約者に以下の事由が生じた場合には直ちに当行に届け出るものとします。
- ① 契約者に相続の開始があった場合
  - ② 契約者が破産手続開始の決定を受けた場合
  - ③ 契約者が後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けた場合
  - ④ 前各号に定めるほか、契約者としての権限を喪失した場合
- (3) 届出事項の変更は、当行所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとします。

#### 第 11 条 届出連絡先への通知

- (1) 当行は契約者に対し、利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行に届け出た住所・電話番号等を連絡先とします。
- (2) 当行が本条 1 項に基づく連絡先に通知、照会または確認を発信もしくは発送した場合には、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第 12 条 解約等

- (1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者は本サービスにより締結したローン契約等および当該契約に基づく債権債務が残存している間は、本サービスの利用契約を解約することができません。なお、契約者からの当行に対する解約の通知は当行所定の方法によるものとします。当行は解約に際し、ローン契約等の情報を交付しないものとし、契約者は、必要なローン契約等の情報を自身で保管するものとします。
- (2) 前項の解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続を完了したときに生じるものとします。なお、前項の通知後、解約手続完了までに生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- (3) 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
- ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続開始もしくは特別清算

手続開始その他今後施行される破産処理に関する法令に基づく破産開始手続開始の申し立があった場合

- ②契約者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
  - ③電子交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ④前3号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
  - ⑤解散その他営業活動を休止した場合
  - ⑥本規約等に定める届出（変更の届出を含みます）の記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
  - ⑦契約者が不正な取引を行ったと当行が判断した場合
  - ⑧契約者が法律、命令、処分、規制その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当行が判断した場合
  - ⑨本規約等、銀行取引約定書その他契約者が当行との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
  - ⑩DocuSign社の都合等により、契約者がDocuSignサービスを利用できなくなった場合
  - ⑪前号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じたとき
- (4) 契約者に前項各号の事由が一つでも生じたときには、当行はいつでも本サービスの利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者が予め届け出た住所へ発信したときに、本サービスの利用契約は解約されたものとします。
- (5) 契約者は、前項に基づき本サービスの利用契約を解約された場合であっても、契約者が本サービスにより署名したローン契約等および当該契約に基づく債権債務が残存している間は、本規約等の定めを遵守するものとします。
- (6) 本条の規約に基づき本サービス利用が停止された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

### 第13条 反社会的勢力の排除

契約者は、契約者が次の(1)の各号いずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または本サービスの利用契約を解約されても異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも、当行は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。

- (1) 契約者は、契約者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」といい

ます) に該当しないこと、および次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 契約者は、契約者が自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為
  - ②取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ③風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ④法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為

#### 第14条 本規約および本サービスの変更・停止・廃止

- (1) 当行は、当行の都合により本サービスの内容を変更し、また、本サービスを停止もしくは廃止することができます。その場合、当行は、当行のウェブサイト上または当行所定の方法により、変更内容および変更日時等を予め告知するものとします。
- (2) 当行は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、本規約の各条項を変更するものとします。
- (3) 前項による本規約の変更は、変更を行う旨、変更後の内容、その効力発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (4) 前2項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までに変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。
- (5) 契約者は、本条に基づく本サービスおよび本規約の変更等により生じた損害について、当行に対する賠償請求は行わないものとします。

#### 第15条 利用手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、次の場合、ご融資実行日にご契約毎に5,500円(税込)の電子契約手数料をいただきます。
  - ①新たにご契約いただく融資金額500万円超の証書貸付
  - ②新たにご契約いただく融資金額500万円超の有担保および無担保ローン

- (2) 当座貸越や保証契約など他の契約および条件変更等のお手続で本サービスを利用する場合は、電子契約手数料は不要です。
- (3) 本サービスを利用するにあたり、導入手数料や月額手数料は不要です。

#### 第16条 規定の準用

本規約に定めのない事項については、当行所定の各関連諸規定により取り扱います。  
なお、本規約において定義のない用語で、上記各関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

#### 第17条 権利・義務の譲渡・質入の禁止

契約者は、本規約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

#### 第18条 秘密保持

契約者は、本規約等に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

#### 第19条 準拠法と管轄

本規約等および本規約等に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規約等に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第20条 個人情報の取扱い

当行は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、当行「個人情報保護方針」に従い適切に取扱うものとします。

#### 第21条 口座振替

- (1) 契約者と当行との融資取引に関して生じる資金の授受（借入金の受領および返済、利息などの支払）は、個別に締結する契約書もしくは借入返済金等の自動振替依頼書に記載の指定預金口座を通じて行い、口座振替手続は同書類の記載要領により行うものとします。
- (2) 個別に締結した契約もしくは借入返済金等の自動振替依頼書に基づき手続を行った口座振替について紛議が生じても、当行は一切責任を負いません。

以上